

玉名市住宅新築資金等貸付金償還管理システム導入に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、住宅新築資金等貸付金の償還管理における事務の効率化と正確性の向上を図るため、管理システムを取り扱う事業者の中から最も優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 概要

(1) 名称

玉名市住宅新築資金等貸付金償還管理システム

(2) 内容

別紙「住宅新築資金等貸付金償還管理システム仕様書」のとおり。

(3) 費用

このシステム導入に係る費用は、次のとおりとする。

上限額 2,682千円

次年度以降運用保守契約 年間144千円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（平成22政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 住宅新築資金等貸付金における償還管理に特化したシステムを有し、過去に、地方公共団体との取引実績を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (5) プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール（予定）

公募開始（市ホームページ掲載）	平成26年10月30日
質問書受付期限	平成26年11月10日
参加申込書等提出期限	平成26年11月20日
審査（プレゼンテーション）	平成26年11月27日 （予備日 28日）
審査結果通知	平成26年12月 中旬
契約締結	平成26年12月 下旬

5 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールにて提出すること

(2) メールの件名

「住宅新築資金等貸付金償還管理システム質問」とすること。

(3) メールアドレス

jinken@city.tamana.lg.jp

(4) 質問書の回答

質問を受けた場合は、当該提出事業者へメールにて回答するとともに、玉名市ホームページに掲載する。

なお、当該質問への回答については、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加申込

参加要件をすべて満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ システム提案書（任意様式）

ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

- エ 財務関係書類（貸借対照表、損益計算書）直近2年間分
- オ 会社概要関係書類（所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。）
- カ プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていることが確認できるもの
- キ 地方公共団体との取引実績が確認できるもの
- ク 国税、県税及び市税に未納がないことの証明書
- ケ 商業登記事項証明書

(2) 提出部数

正本 1部 副本 6部（副本は複写可）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提出期限

平成26年11月20日（木）必着

(5) 提出先

末尾記載の問い合わせ先と同じ

7 選定方法等

- (1) 候補者の選定は、「玉名市住宅新築資金等貸付金償還管理システム購入業者選定委員会」が行う。
- (2) 選定に当たっては、提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し、その上で最も優れた提案者を購入先候補者として選定する。

8 プレゼンテーション

- (1) 日 時 平成26年11月27日（木） 予備日 28日（金）
- (2) 場 所 玉名市文化センター3階 第2研修室
- (3) 実施時間 1事業者につき30分以内
(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)
- (4) 出席者 3人以内
- (5) その他
 - ア プレゼンテーションについては、提出された資料をもとに行うこととす

る。

イ プレゼンテーションに必要な機材（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）は、すべて参加事業者で準備すること。

9 選定結果の通知

選定結果については、参加事業者に対し通知するとともに、市のホームページに掲載する。

10 システム提案書等の取扱い

- (1) 提出されたシステム提案書等は、返却しない。
- (2) 提出されたシステム提案書等は、システム購入先候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出されたシステム提案書等は、システム購入先候補者の選定の目的以外に使用しない。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書及びシステム提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (4) 提出期限後の参加申込書及びシステム提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (6) 本業務の再委託、一部委託は認めない。
- (7) 電子メール等の通信事故については、玉名市はいかなる責任も負わない。

12 問い合わせ先

所在地 〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地
担当部署 玉名市総務部人権啓発課
担当者 平川
電話番号 0968-75-1119
電子メール jinken@city.tamana.lg.jp